

ドローンレンタル 基本契約書

第1条（総則）

賃借人（甲）、賃貸人乙として、甲乙間におけるドローン・撮影機材等（以下「レンタル物件」という）のレンタル取引に関し、次のとおりレンタル基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第2条（適用範囲）

- 本契約は、次条に規定する全ての個別契約（本契約締結前から存在する個別契約も含む。）に適用する。
- 個別契約の内容が、本契約と異なるときは、個別契約が優先される。

第3条（個別契約）

- レンタル物品の品名、数量、レンタル料金の単価、レンタル料金の代金総額、貸出期間（引渡及び返還に必要な期間を含む）、利用期間（引渡後より返還前までのレンタル物件を利用する期間）、引渡期日、引渡場所、返却場所等は、甲乙協議のうえ、個別契約で定めるものとする。
- 個別契約は、甲による注文の意思表示を受け、乙がこれを承諾することにより成立し、レンタル物件の返還をもって終了する。なお、レンタル物件の返還は、甲から返却後のレンタル物件の、乙の検収に加え、甲の発生代金総額の支払い完了をもって有効とする。

第4条（代金支払）

甲は、レンタル物件の代金およびその他発生した代金を、個別契約で定める銀行口座に、請求書に指定された期日までに振り込んで支払う（振込手数料は甲負担）。

第5条（引渡）

- 乙は、個別レンタル契約で定めた引渡期日に、引渡場所にレンタル物件を引き渡す。なお、引渡に要する費用は甲の負担とする。
- 天災地変、電力制限、輸送機関の事故、争議行為、仕入先の債務不履行その他乙の責に帰することのできない事由により、レンタル物件の引渡しが遅れ、または引渡しが可能となった場合、乙はその責を負わないものとする。この場合、甲は個別契約を解除することができ、乙は甲に支払済みの代金を返金する。また、甲が個別契約を解除しない場合には、遅延による利用日数の減少に応じてレンタル代金は減額されるものとする。

第6条（受領滞滞）

甲の責に帰すべき事由その他の事由によって再配達期間内に、甲がレンタル物件を受領できない場合、レンタル物件は宅配業者から乙に返送される。この場合、個別契約は解除したものとみなし、再配達は行わない。この場合、乙は甲へ支払い済みの代金の返金を行わない。

第7条（レンタル物件の検査）

- 甲は、レンタル物受領後、ただちに乙の発行する出荷内状、あるいは納品書並びに諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量等について検収をし、レンタル物件に瑕疵がないことを確認する。
- 甲は、検査の結果、レンタル物件の不完全・不足、その他瑕疵等を発見した場合には、ただちに乙に通知しなければならない。本通知がなされないまま利用期間が開始となった場合、レンタル物件が検査に合格したものとみなす。

第8条（レンタル物件の保守管理）

- 甲は、レンタル物件について、善良なる管理者としての注意義務をもって保管するとともに、関連法令を遵守し、レンタル物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。なお、そのための費用は特約のない限り、甲が負担する。
- 自主点検等を必要とするレンタル物件については、別途特約のない限り、甲の責任と負担でこれを行う。
- 甲のレンタル物件の使用、保管に起因して、甲及び第三者に損害が生じた場合、甲の責任において処理し、この場合乙はその責任を負わないものとする。

第9条（レンタル物件の使用保管状況の検査）

乙は、甲のレンタル物件の使用場所において、その使用並びに保管の状況を検査することができる。その際、甲は直ちに乙の求めに応じなければならない。

第10条（レンタル物件の返却）

- 利用期間が満了したとき、第12条（解除及び期限の利益喪失）に定める解除がされたとき及び第14条（個別契約期間中のキャンセル）に定めるキャンセルがされたときは、甲はただちにレンタル物件を個別契約で定める場所へ返却しなければならない。
- レンタル物件の返却に伴う輸送費、及びその他返却に要する一切の費用は甲の負担とする。
- 甲が第1項の定め違反し乙に損害が発生した場合、乙は甲に対し、被った損害の賠償を請求することができる。
- 甲は、個別契約で定めた利用期間満了日の翌日中にレンタル物件の返却（宅配業者による輸送の場合、宅配業者へのレンタル物件の交付を指す。）ができない場合は、予め利用期間満了日までに乙に通知しなければならない。なお、甲は返却が遅延することにより乙に生じた一切の損害の賠償を支払わなければならない。
- 甲がただちにレンタル物件の返却をしない場合、乙が任意にレンタル物件を回収することを、あらかじめ承諾し、乙にこれを委任する。なお、回収に掛かる費用は甲の負担とし、また、回収に際して、乙が損害を被った場合は、甲がこれをその賠償を請求することができる。
- 甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権または同時履行抗弁権を行使しない。

第11条（利用期間の延長）

1 個別契約期間中における利用期間の延長は原則として認められない。ただし、甲が申し出、乙がこれを認めた場合は、甲は乙に対し、延長料金を支払うことによつて利用期間を延長できるものとする。

2 延長料金の算出方法は以下のとおりとする。

(1) 利用期間満了日の前日までに申し出があった場合

1日あたりの延長金額＝利用金額／利用期間 ×1.2

延長料金＝1日あたりの延長金額 × 延長日数

例) 利用金額 15万円、利用期間 3日の契約で、2日間延長した場合の延長料金

1日あたりの延長金額＝15万円／3日×1.2＝6万円

延長料金＝6万円×2日＝12万円

(2) 利用期間満了日及び利用期間満了日後に申し出があった場合

1日あたりの延長金額＝利用金額／利用期間 ×1.5

延長料金＝1日あたりの延長金額 × 延長日数

例) 利用金額 15万円、利用期間 3日の契約で、2日間延長した場合の延長料金

1日あたりの延長金額＝15万円／3日×1.5＝7.5万円

延長料金＝7.5万円×2日＝15万円

第12条（解除及び期限の利益喪失）

- 甲が以下の各号いずれかに該当したときは、乙は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも乙の損害賠償の請求を妨げない。
 - 本契約又は個別契約の一つにでも違反したとき
 - 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき
 - 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
 - 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が一回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき
 - 合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき
 - 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき
 - その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
 - 甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき
- 甲が前項各号のいずれかに該当した場合、甲は当然に本契約及びその他乙との間で締結した契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、甲は乙に対し、その時点において甲が負担する一切の債務を直ちに一括して弁済しなければならない。

第13条（契約解除の処置）

- 第12条（解除及び期限の利益喪失）において、解除が認められた場合、甲はただちに第10条（レンタル物件の返却）の規定に基づく手続きを履行する。

- 第12条（解除及び期限の利益喪失）において、解除が認められた場合、乙は甲からの支払済みの代金の返金は行わない。

第14条（個別契約成立後のキャンセル）

1 個別契約成立後のキャンセルは原則として認められない。ただし、甲が特別の事由により申し出、乙がこれを認めた場合は、甲は乙に対し、次のとおり定められたキャンセル料を支払うことによつて個別契約を解約できるものとする。

貸出期間が開始する 4日前、 利用料金の10%

貸出期間が開始する 3日前、 利用料金の30%

貸出期間が開始する 2日前 利用料金の50%

貸出期間が開始する 前日 利用料金の80%

貸出期間開始日及びそれ以降 利用料金の100%

第15条（甲の損害補償）

- 甲のレンタル物件の保管・使用に起因して第三者に対し人的・物的な損害を発生させた場合は、甲の責任において速やかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。
- レンタル物件が、甲の使用方式・取扱いの不備・保管方法の不備などにより損傷した場合は、修理費及び修理期間に相当したレンタル料金を、甲は乙に支払う。
- 利用期間中及び返却期間中、レンタル物件の班出入・運送・積み下ろし等に伴う事故に起因する損害は甲の負担とする。
- 利用期間中及び返却期間中、物件が盗難にあったり、滅失した場合、甲はレンタル物件の時価相当額を乙に支払う。
- 本契約に違反することにより、乙に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他の実費を含む）を賠償しなければならない。

第16条（乙の免責事項）

- 個々の取引におけるレンタル物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由その他の事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負担する場合の責任は、甲の出払したことによる直接損害に限り、かつ、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。
- レンタル物件の不具合等に関わらず、レンタル物件に起因して甲又は第三者に生じた間接被害、特別損害、結果的損害（納期の遅れや撮影者手持ち等による逸失利益、機会損失、損害の拡大等を含む）については、乙はその責任を負わないものとする。
- 乙は、レンタル物件に関して甲の利用目的への適合性、有効性、正確性については一切保証しない。

第17条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、あらかじめその旨を通知しなければならない。

- 法人の名称又は商号の変更
- 振込先指定口座の変更
- 代表者の変更
- 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

第18条（守秘義務）

(1) 甲および乙は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき相手方から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

(2) 前項の守秘義務は以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ① 知知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ② 第三者から適法に取得した事実
- ③ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第19条（権利義務等の譲渡等）

甲は、あらかじめ乙の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利、義務又はレンタル物件等の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、継承させ又は担保に供してはならない。

第20条（遅延損害金）

甲が本契約又は個別契約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第21条（有効期限）

本契約の有効期限は契約日より1ヶ年とする。ただし、期限日1ヶ月前までに、甲乙いずれからも契約を更新しない旨の意思表示がない場合、自動的に1カ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第22条（表明保証）

1 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結において、自己またはその使用人、親会社、子会社その他関係会社が暴力団、暴力団員、暴力団関係業者・団体またはその関係者その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、これを保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対し、本契約及び個別契約に関して、暴力的要求行為や合理的範囲を超える負担要求をしないこと、脅迫的言辞または暴力行為を用いないこと、あるいは、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、またはその業務を妨害しないことを誓約し、これを保証する。

第23条（公正証書）

- 甲が本契約及び個別契約に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることをあらかじめ承諾する。
- 甲は、乙が請求したときは、乙とともに、本契約及び個別契約に基づく甲の債務についての強制執行認諾案項付公正証書の作成手続きをするものとし、これに要する費用は甲が負担する。

第24条（裁判管轄）

本契約及び個別契約に基づく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第25条（補足）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実・互譲協調の精神に則り、甲乙誠意をもって協議のうえ処理・決定する。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名又は記名・捺印のうえ、各1通を保有することとする。

平成 年 月 日	
賃借人(甲)：	賃貸人(乙)：
住所	住所 〒186-0002 東京都国立市東 1-13-27
会社名	会社名 株式会社セキド
代表者名	代表者名 大下 貴之